

今、憲法問題を語る

憲法問題対策センター活動報告

第11回 憲法出前講座を経験して

憲法問題対策センター副委員長 栗原 周成(33期)



出前講座に出向くまで

私たち憲法センター市民高校生部会は、この間様々の憲法講座シナリオを作ってきた。「立憲主義、国民主権といった大きなテーマを採り上げて、憲法の基本原理を理解してもらうようにすべきだ」、「いや、弁護士なのだから憲法判例を採り上げて、判例の立ち上がる現場を理解してもらうようにすべきだ」等といった議論を踏まえて作った試作品だけでも相当数に上る。今回は、出前先の先生方の要望に基づいて、憲法判例を採り上げることにした。

いざ本番

2009年10月6日と7日の2日間、雙葉学園中学で初の憲法出前講座を行った。題材は、小説のモデルとされた女性が芥川賞作家柳美里の処女小説「石に泳ぐ魚」の出版などの公表差止めの申立を行って大きな社会的反響を呼んだ事件。割り当てられたコマは、中学3年生4クラスの50分授業4コマ。部会の総力を挙げてシナリオを作成して、現場に臨んだ。各コマ1名ずつの講師陣に、延べ11名の講座の立会担当。私たちの意気込みの程は、中学側に十分伝わった筈である。

講座内容

生徒には、「石に泳ぐ魚事件の概要」、「副主人公のモデルとされ顔に腫瘍があることと父親がスパイ容疑で逮捕された事実があることを暴露されたA子さんの思い」、そして、「柳美里さんと出版社の主張」をA4判1枚に纏めたものを事前に渡しておいた。その上で、問答を中心とした双方向型授業を開始した。

用意した質問事項は、生徒の皆さんの生の感覚を問う「実在の人物をモデルにした作品を作ることの可否」から始まって、法的思考を必要とする「小説

の公表の差止めの可否」まで、主なもので6つあった。

生徒の反応

つぶらな瞳を見ながらの授業が始まった。「来年5月18日から国民投票法が施行されるので、具体的な判例を題材として、憲法が私たちの暮らしの中にもどのように関係しているのか一緒に考えていきたい」、講師の一人語り部分の滑り出しは順調であった。

ところが、肝心の問答部分に入ると、思惑通りにはいかなくなってきた。A子さん側を支持する発言と柳美里さん側を支持する発言によって白熱した議論が戦わされる。こんな展開にはならなかった。大方の生徒は私たちの話を理解してくれていたようで、中には鋭い発言をする生徒もいたが、総じて生徒の発言が多かったとは言えなかったのである。

初体験を終えて

学校の先生方からは、「それぞれ4人の講師の個性がにじみでていて、良かったですよ」とお世辞を頂いた。精一杯努力した結果なので、後悔はなかったが、いくつかの課題も浮き彫りとなった。その中から2つだけ指摘して、今後の講座の参考に供したい。まず、生徒が気楽に発言できる雰囲気作りの工夫である。折角1コマに平均3名の弁護士が立ち会ったのだから、クラスを3~4グループに分けてのグループ討議を考えてもよかったのではないかな。座談会的雰囲気の方が気楽に発言できると思われるからである。2つ目は、質問についての工夫である。「...どう思いますか?」といった質問より、「皆さんの学校に文芸部がありますか?」「創作を試みたことがありますか?」といった生徒の体験を引き出すような質問を心がけるべきであろう。